

十一 利率
 の経過利率
 平成十七年一月五日
 に加え、郵政公社
 に金額を第十号に
 たに払い込むもの
 日に規定する期

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

十三 初期利子
 平成十八年三月二十日
 とし、次の算式により
 金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎年の三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六箇月に属する
 利子を支払う。
 平成二十七年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十七年十月二十日
 払込期日